

## 頑張れ!! 宮本圭子副会長

他回はの先生方からの応援メッセージ  
田渕学君の活躍を期待する

33期

浅野 省三

田渕君は、私が司法修習委員として、はじめて弁護修習をした時の修習生第1号です。

彼が、私の事務所に最初に挨拶に来た時に、私は、それ以後も、担当修習生に必ず聞いたと同じ質問をしました。

曰く、「君は、勉強したいのか、遊びたいのか、一応希望を聞かせて下さい。」

これに対して、田渕君は、臆することなく、「両方です」と堂々と答えました。

それから、私と田渕君の新地通いが始まりました。

田渕君は、修習後、私の事務所の第1号の勤務弁護士となり、数年後に独立しました。

しかし、独立した後も、私は、彼を金にはならない困難な事件ではあるが、弁護士としてやるべきと考えた事件を、共同受任してもらいました。

・対人恐怖症で投票に行けない障害者の郵便投票に関する国会の立法不作為に対する損害賠償事件

・中学1年生の女の子が、お腹が痛いと1週間入院後、急死した医療過誤事件

・国の所有する里道について、取得時効を認めさせた事件

等であり、現在も同様な事件を共同で行なっています。

彼は、事件に関して、極めて厳しく状況分析を行ない、主張すべきは、躊躇なく主張する闘う弁護士です。

これから、1年間は、田渕君が大阪弁護士会の副会長として、同様な姿勢で活躍することに期待しています。

がくちゃんは「目が利く」

37期

小谷 英男

同志会には、田渕学先生と田渕謙二先生がいる。会派内では、学先生を「小田渕」、謙二先生を「大田渕」と呼んでいる。しかし、小兵の私からすればどちらも「大田渕」なので、私は学先生を「がくちゃん」と呼ぶようになっていたが、余り広がらなかつた。「ケイコとマナブ」も変だし。まあここでは「がくちゃん」と呼ぶことにする。がくちゃんと私は、楽しいゴルフ仲間だ。会派のゴルフコンペやプライベートでよく一緒にゴルフをする。がくちゃんのゴルフは堅実だ。ときには30台でまわってきたり、ときには大叩きもするが、大半は手堅くまとめてくる。がくちゃんはパットが得意である。あの大きな目、ドングリ眼でラインを読んで外さない。ゴルフボールは、がくちゃんのドングリ眼で追っかけられるとラインを外れたくても外れられないのだ、ということもない。よく外している。

ところで、がくちゃんは、私より10期も若いが、物事に関する視点には確かなものがある。物腰はソフトだが、厳しく弁護士会や弁護士業務の問題点を見据えている。俯瞰的に「目が利く」のである。副会長会をソフトに調整し、山口会長を支え、弁護士会を取り巻く難しい諸問題に取り組んで欲しい。弁護士丸の進むべき航路をそのトロの猫バスのような目で照らして欲しい。1年間頑張ってください。

田渕先生 ありがとう。

37期

小谷 寛子

私と田渕先生とは、以前は、法曹同志会の懇親会で親しくお話をさせていただいたり、事務所が近所のため、お昼時にわかば総合法律事務所のご一行様に遭遇した際にはいつも明るく元気に挨拶をしてくださるという程度のお付きいで、もっぱら、私の夫（小谷英男）の極めつけのゴルフ友達という印象でした。

田渕先生の印象が鮮明になってきたのは、田渕先生が平成26年度の筆頭副幹事長に選出された頃からです。同年度、法曹同志会が副会長を出すことができなかつたため、一水会の西出智幸副会長が同志会担当として幹事会に来ていただいたのですが、西出先生と田渕先生が京都大学の学友（悪友？）という

御縁があったことと畠田幹事長（当時）の薰陶の賜物と拝察しますが、幹事会で田渕先生が次第に頼もしい存在となり、とうとう平成28年度大阪弁護士会副会長の重責を担う決心をしてくださいました。

私は、田渕先生に深く敬意を表し、感謝を申し上げます。

ところで、田渕先生は、来年度副会長として、法律相談センターを始め、「重い」とされる委員会をたくさん担当されるとお聞きしました。実際、既に田渕先生は相談センターを始め、多数の委員会に熱心に出席されています。私は、そんな田渕先生のお姿を拝見して、非力ながらも法律相談センターの古狐（最近は「古狸」の方か…。）として、田渕副会長をお支えすることを誓います。

頑張れ、田渕さん！

### 38期

白波瀬文夫

田渕さんの「人となり」をどのように形容するか考えて、思わず知らず浮かんだ歌がある。

「妻をめとらば才たけてみめ美わしく情ある 友を選ばば書を読みて六分の侠気四分の熱・・・」与謝野鉄幹の「人を恋うる歌」の冒頭である。もちろん前段の「みめ美わしく」の方でなく、後段の「友を選ばば・・・」の方である。

田渕さんは、ずいぶん前に副会長をめざすことを決めた当初から会務について知識の涵養を始めた向上心の人であり、ここ数年大阪弁護士会に理事者を出せなかった法曹同志会のため自ら立つことを決心した侠気の人であり、物事に真摯に取り組む熱意の人である。

かかる田渕さんの資質は、友として選ぶにはもとより、副会長としても最適格であり、その資質を生かして大阪弁護士会のために大いに頑張っていただきたい。

侠気の田渕さんに法曹同志会の会員として感謝申し上げるとともに、後に続く者の範となるような活躍をされることを信じる。

田渕学先生とゴルフ

### 38期

和田 秀治

私と田渕学さんとは、ゴルフ仲間です。ゴルフでは、そのプレイ態度から、その人の性格が表れると言われますが、私がゴルフを通じて感じている田渕学さんの性格は、一言でいうと「気配りの人」です。

田渕学さんは、ドライバーの飛距離は相当なものですが、時にOBによって自滅してしまうことがあります。ところが自分が失敗しても淡々とされているのですが、同伴競技者が失敗をしたら一緒に残念がったり、励ましたりしています。また同伴競技者のボールが見当たらぬときなどは一緒になって探してくれたりします。

ゴルフではマナーが大切ですが、ゴルフのマナーとは、他人、特に同伴競技者に迷惑をかけないということで、消極的かつ最低限の心の持ち方です。しかし、同伴競技者を思いやる心、どのようなミスをしても淡々と平常心を保ってプレイをするなどの心の持ち方は、積極的かつ一段上の心の持ち方と言えます。その意味で田渕学さんは、一段上のゴルフをされる人です。

ところで、最近の田渕学さんのゴルフは、ドライバーの飛距離を抑えて堅実かつ安定的なゴルフをされるようになり、私にとっては、あまり面白くありません。この原因が何かはよく解かりませんが、副会長になるということで、何か自覚のようなものができる、それがゴルフのプレイに表れているのではないかと思われます。

大阪弁護士会において、会長や副会長は、一つの目的に向かって共に進む同伴競技者のようなものです。田渕学さんなら、副会長として、他の同伴競技者に迷惑をかけないことはもちろん、他の同伴競技者を思いやる一段上の心をもって、会務遂行を行ってくれることは間違ひありません。

副会長の職務を終えた後、田渕学さんがどのようなゴルフをされるようになっているか、今から楽しみにしています。

# 日本弁護士連合会臨時総会報告「女性理事クオータ制などを可決」

副会長 林 裕之

2019年12月6日（金）、弁護士会館（東京）2階講堂「クレオ」において、日弁連臨時総会が開かれました。議案の内容、審議の状況などについてご報告いたします。

## 1 冒頭

臨時総会は定刻の午後0時30分に開会し、菊地裕太郎会長の開会宣言に続き、議長、副議長が選任され、審議に入りました。

## 2 第1号議案「少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（平成二十年十二月五日臨時総会決議・平成二十三年二月九日改正・平成二十五年十二月六日改正・平成二十九年三月三日改正）中一部改正の件」

第2号議案「令和2年度（少年・刑事財政基金会計）4～6月分暫定予算補正予算議決の件」

第3号議案「法律援助基金のための特別会費徴収の件（平成二十三年二月九日臨時総会決議・平成二十五年十二月六日改正・平成二十九年三月三日改正）中一部改正の件」

### 〈提案の趣旨〉

第1号議案及び第2号議案は少年・刑事財政基金、第3号議案は法律援助基金に関する議案であり、相互に関連するとして、一括して審議されました（採決は個別）。

被疑者援助制度、少年付添人援助制度、当番弁護制度及び当番付添人制度への補助金支出を支える少年・刑事財政基金の財源を必要な限度で確保して安定的に運用するため、同基金のための特別会費について、徴収期間を2023年6月まで延長し、月額1600円に減額することが提案されました。

また、犯罪被害者法律援助、外国人に対する法律援助、子どもに対する法律援助などの7援助事業を支える法律援助基金のための特別会費について、金額を据え置いたまま徴収期間を2023年6月まで延長することが提案されました。

### 〈審議の状況及び結果〉

特段の質疑はありませんでした。

討論では、法テラスに委託し委託料約1億円を支払うというスキームの不当性を指摘する反対意見、被疑者援助制度等や法律援助事業の必要性を指摘する賛成意見など活発に議論がなされました。

採決の結果、第1号議案及び第3号議案については3分の2以上の賛成により、第2号議案については賛成多数により、いずれも可決されました。

## 3 第4号議案「会則中一部改正（第五十六条及び六十一条・理事の選任における男女共同参画推進特別措置）の件」

第5号議案「役員選任規程（会規第八号）中一部改正の件」

### 〈提案の趣旨〉

第4号議案及び第5号議案は、いずれも女性理事のいわゆるクオータ制に関する議案であり、相互に関連するとして、一括して審議されました（採決は個別）。

日弁連では2008年「日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」を策定して、理事者（会長、副会長、理事）に占める女性会員の割合が5年間で10%程度に増えるように期待するとの目標を定めました。2013年には「第二次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」で「2017年度までに15%程度に増えるよう期待し、そのための条件整備等の取組を推進する」との目標を定め、2018年度から女性副会長クオータ制を導入して副会長の人数を2名増員して15名とし、そのうち2名以上は女性会員が選任されなければならないとしました。現在の「第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」では、さらに理事者に占める女性会員の割合の目標を20%以上と設定し、その達成のために取り組んでいます。しかし、いまだ安定的・継続的に目標割合を確保するにはいたっていません。

そのため、理事に占める女性会員の割合を30%以上とすることを目標とし、環境整備に努めると共に、理事を現行の71名から4名増員して75名とし、同4名については、推薦協議会を設けたうえで同推薦協議会の決定する4つの弁護士会連合会が各1名ずつ推薦する女性会員とする旨の提案がなされました。

なお、会則及び役員選任規程の改正案では、女性副会長クオータ制のそれにあわせて、附則に施行後2年を経過した場合における見直し規定を設けることも提案されました。

#### 〈審議の状況及び結果〉

質疑においては、女性会員は理事就任を望んでいるのか、女性理事のための環境整備はどのようになされているか、などの質問がありました。

討論においては、理事という職務の重要性及び会務への女性会員の参画が重要であることなどを理由とする賛成意見が述べられるなど活発に議論がなされました。

採決の結果、第4号議案については3分の2以上の賛成により、第5号議案については賛成多数により、いずれも可決されました。

### 4 第6号議案「会則中一部改正(第六十五条・資格審査会の任務追加)の件」

#### 第7号議案「資格審査手続規程(会規第二十一号)中一部改正の件」

#### 〈提案の趣旨〉

第6号議案及び第7号議案は、いずれも沖縄弁護士にかかる資格審査手続に関する議案であり、相互に関連するとして、一括して審議されました（採決は個別）。

法改正により、成年被後見人等が欠格事由でなくなり、心身の故障による弁護士業務の適性確保については資格審査に委ねることになりましたが、沖縄弁護士に関する政令（昭和四十七年政令第百六十九号）も同様に改正されたため、同様に沖縄弁護士に関する資格審査手続を整備するために所要の改正を行う旨の提案がなされました。

#### 〈審議の状況及び結果〉

質疑はありませんでした。

討論においては、沖縄弁護士会会員から賛成意見が述べられ、採決の結果、第6号議案については3分の2以上の賛成により、第7号議案については賛成多数により、いずれも可決されました。

### 5 第8号議案「会則中一部改正(第九十五条の二・会館維持運営資金変更)の件」

#### 第9号議案「外国特別会員基本規程(会規第二十五号)中一部改正の件」

### 第10号議案「令和2年度(一般会計・会館特別会計)4~6月分暫定予算補正予算議決の件」

#### 〈提案の趣旨〉

第8号議案ないし第10号議案は、いずれも一般会計から会館特別会計に対する繰入額の変更に関する議案であり、相互に関連するとして、一括して審議されました（採決は個別）。

2019年3月1日の日弁連臨時総会において、いわゆる谷間世代の会員のための給付制度及び育児期間中の会費等免除期間の延長が承認されたところ、前者の制度の財源とすべく一般会計から重要課題特別会計に20億円の繰入れを行い、後者の制度により一般会計が約9000万円の減収となることが予想されています。

このように一般会計について大規模な支出と減収が予想されることから、日弁連財政の健全性を維持し、会計間のバランスを保つため、一般会計から会館特別会計への繰入額を会員1人あたり月額800円から700円に引き下げることが提案されました。そして、会館の20年修繕、30年修繕を見据えたシミュレーションなど様々な角度からその根拠が説明されました。

#### 〈審議の状況及び結果〉

質疑においては、40年修繕、50年修繕に対する対応策について質問がありました。

討論においては、会員に新たな負担を求めるものではないこと、一般会計の健全性が重要であること、会館特別会計が潤沢であることなどを指摘した賛成意見が述べられました。

採決の結果、第8号議案については3分の2以上の賛成により、第9号議案及び第10号議案については賛成多数により、いずれも可決されました。

### 6 出席状況等

出席者は、本人出席420、会出席52、代理出席8,591の合計9,063、外国法事務弁護士は本人出席0、代理出席9の合計9（当日午後1時時点のもの）で、5,000の定足数を満たし、総会は有効に成立しました。

臨時総会は午後3時30分に閉会しました。